

制限措置(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 一種(小手繰網)	5トン未満		別記1	1月1日から 9月30日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者の うち、No.13の許可を有しない者	○	○
2	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 二種(えびこぎ網)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者の うち、No.13の許可を有しない者	○	○
3	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 一種(小手繰網)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、 同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、 No.13の許可を有しない者	○	○
4	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 二種(えびこぎ網)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、 同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、 No.13の許可を有しない者	○	○
5	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 一種(小手繰網)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、 同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、 No.13の許可を有しない者	○	○
6	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 二種(えびこぎ網)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、 同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、 No.13の許可を有しない者	○	○
7	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 一種(小手繰網)	5トン未満		別記1	1月1日から 9月30日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同 郡上関町及び柳井市に漁業根拠地を有する者の うち、No.13の許可を有しない者	○	○
8	小型機船底び き網	小型機船底びき網手繰第 二種(えびこぎ網)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同 郡上関町及び柳井市に漁業根拠地を有する者の うち、No.13の許可を有しない者	○	○

制限措置(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
9	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、No.13の許可を有しない者	○	○
10	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、No.13の許可を有しない者	○	○
11	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、No.13の許可を有しない者	○	○
12	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者のうち、No.13の許可を有しない者	○	○
13	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第二種(餌びき網)	3トン未満 (公示時点で3トン以上の船舶で許可を受けている者については、許可証に記載してある総トン数以下)		別記2	1月1日から 12月31日まで	山口県熊毛郡上関町、柳井市及び大島郡周防大島町に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第三種(桁網)の許可を有しない者	○	○ (ただし、3トン以上については承継不)
14	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)(県外船)	5トン未満		別記3	4月1日から 翌年3月31日まで	大分県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者		○

制限措置(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
15	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第二種漁業(えびこぎ網)(県外船)	5トン未満		別記4	6月1日から翌年2月末日まで	福岡県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と福岡県の間に入漁協定に基づいて入漁する者		○
16	小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)(県外船)	5トン未満		別記5	4月1日から翌年3月31日まで	愛媛県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者		○
17	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第二種(なまこぎ網)(県外船)	3トン未満		別記6	覚書により定められた日から翌年3月31日まで	広島県において小型機船底びき網手繰第二種漁業(なまこぎ網)の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかき漁業・なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者		○
18	小型機船底びき網	小型機船底びき網手繰第三種(貝桁網)(県外船)	5トン未満		別記7	覚書により定められた日から翌年3月31日まで	広島県において小型機船底びき網手繰第三種漁業(貝桁網)の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかき漁業・なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者		○
19	瀬戸内海機船船びき網	いわし瀬戸内海機船船びき網(ひき船を使用しない)	10トン未満		別記8	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町大字浮島に漁業根拠地を有する者	○	○
20	瀬戸内海機船船びき網	いわし瀬戸内海機船船びき網(ひき船を使用しない)	10トン未満		別記9	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市に漁業根拠地を有する者	○	○
21	瀬戸内海機船船びき網	いわし瀬戸内海機船船びき網(ひき船を使用しない)	10トン未満		別記10	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧同郡橋町(同郡周防大島町大字浮島を除く。))に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
22	瀬戸内海機船 船びき網	いわし瀬戸内海機船船びき網(ひき船を使用しない)	10トン未満		別記11	1月1日から 12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧同郡東和町に限る。)に漁業根拠地を有する者	○	○
23	はえ縄	たい・はも・あなご・ふぐはえ縄(県外船)	5トン未満 (前年度5トン以上の船舶で許可を受けている者については、前年度許可証に記載してある総トン数以下)	定めなし	別記12	4月1日から 翌年3月31日	愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者		○
24	はえ縄	ふぐ・あなごはえ縄(県外船)	5トン未満	定めなし	別記13	ふぐ: 10月1日から 翌年3月31日まで あなご: 12月15日から 翌年3月31日まで	広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者		○
25	はえ縄	ふぐ・あなごはえ縄(県外船)	10トン未満	定めなし	別記13	ふぐ: 10月1日から 翌年3月31日まで あなご: 12月15日から 翌年3月31日まで	広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者		
26	刺し網	きす流刺し網(県外船)	5トン未満	定めなし	別記14	4月1日から 11月30日まで	愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者		○
27	いか巢網	いか巢網(県外船)	5トン未満	定めなし	別記15	3月20日から 5月31日まで	福岡県において同様の漁業種類を営む者かつ福岡県北九州市門司区大字柄杓田に漁業根拠地を有する者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者		○
28	いか巢網	いか巢網(県外船)	5トン未満	定めなし	別記16	3月25日から 5月31日まで	福岡県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者		○